令和3年8月20日

ご契約者様各位

あんしん少額短期保険株式会社

新型コロナウイルス感染症に関するお取扱いについて

　平素より当社の保険にご加入いただき厚く御礼申し上げます。また、新型コロナウイルスに罹患しお亡くなりになられた方および現在罹患中の方にはお悔やみならびにお見舞い申し上げます。

さて、令和3年8月20日（金）より令和3年9月12日まで政府は新型コロナウイルスによる緊急事態宣言を1都2府10県に、まん延防止等重点措置を16件に拡大しており、新型コロナウイルスの罹患者が増加しておりますことを受けて、弊社といたしましては、今後も事態の改善が望めない事を勘案し、ご契約者様の経済支援の一環として以下の通り対応を取らせていただきますので、些細なことでも構いませんので心置きなく弊社までご相談ください。

記

１．期間　当面の間（新型コロナウイルス感染症の感染が落ち着くまで）

２．コロナウイルス感染症に関するお取扱い

　　①保険料のお取扱いについて

　　　万が一ご契約者・被保険者（同居親族の方含む）の方が新型コロナウイルスに感染してご入院・失業等を余儀なくされたために保険料の払込が困難になった場合、保険料のお払込みを猶予する期間を最長6カ月延長いたします。（同期間中の保険契約は有効となります。）

　　②医療保障・介護保障における給付金・一時金のお取扱いについて

　　　新型コロナウイルス感染症は、入院給付金・手術給付金・介護一時金（同感染症により要支援1以上に認定された場合）の支払対象となる疾病に該当いたします。

　　　特に新型コロナウイルスに感染し、自宅（またはホテル等）で療養・治療した場合は以下の要件①、要件②の双方に該当した場合、疾病入院給付金のお支払い対象となります。

　　　要件①　医療機関の事情により、以下(a)(b)いずれかに該当する。

　　　　　　　(a)自宅または臨時施設（医療機関と同様とみなせる施設）で治療を受けた場合

　　　　　　　(b)当初の退院予定日より早期の退院を余儀なくされた場合

　　　要件②　以下(c)(d)のいずれかの書類がある。

　　　　　　　(c)医師または医療機関が発行する**「本来入院が必要であった期間」に関する証明書（診断書等）**

　　　　　　　(d)保健所が発行する**「宿泊・自宅療養証明書」**や**「就業制限通知書および就業制限解除通知書」**など、療養機関の開始と終了が確認できる書類

　　　◆補足　・無症状や軽症により自宅（またはホテル等）で療養された場合でも、上記要件②を満たす場合、お支払いの対象となる場合があります。

　　　　　　　・濃厚接触者に該当し、自宅（またはホテル等）で待機された場合は、お支払いの対象外となります。

　　③死亡保険金

　　　新型コロナウイルス感染症により死亡された場合は、病気死亡による保険金の対象

となります。

※弊社の保険は災害死亡保険特約の付加はございません。

　 ④その他

　　 保険契約の責任開始日前に既に新型コロナウイルス感染症に罹患されていた場合には保障の対象外となります。

　 ⑤窓口

　　 お客様相談室：　０１２０－６８５－３３６（通話無料）

　　 受付時間：　　　９：００～１７：００（土・日・祝日除）

　　 インターネット受付：info@ansin-ssi.com

 （受付は24時間行っておりますが、ご対応は原則として翌営業日以降となりますのでご了承ください。）

４．付帯サービスのお取扱いについて

　　当社商品のご契約者様専用のサービスとしてご提供しております無料の電話相談「ファミリー健康相談（提供：株式会社法研）」もしくはWebからのご相談「ファミリー・ケア・ネットワーク（提供：株式会社法研）」では、２４時間体制で新型コロナウイルス感染症に関するご相談も含めベテラン相談員（スタッフは、保健師・看護師・栄養士などの専門的な資格を持っており、センターに常駐している医師がバックアップします。）が健康に関するあらゆるご相談を承っております。

以上